

船舶事故調査報告書

平成26年5月8日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）
委員 庄 司 邦 昭
委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成25年12月3日（火） 10時21分ごろ
発生場所	大分県杵築市加貫漁港東南東方沖 杵築市所在の加貫港南防波堤灯台から真方位102° 1,800m 付近 (概位 北緯33° 22.3′ 東経131° 39.4′)
事故調査の経過	平成25年12月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 ^{やまと} 大和丸、4.8トン OT3-8888（漁船登録番号）、個人所有 11.48m (Lr) × 3.08m × 0.75m、FRP ディーゼル機関、48kW（動力漁船登録票による）、昭和63 年1月14日 B プレジャーモーターボート ^{カツムマル} KATUMARU、5トン未満 271-7407大分、個人所有 5.08m (Lr) × 1.74m × 0.79m、FRP ガソリン機関、29.40kW、昭和53年2月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 50歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成9年6月12日 免許証交付日 平成23年10月26日 (平成29年6月11日まで有効) B 船長B 男性 63歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年7月9日 免許証交付日 平成24年4月23日 (平成29年5月14日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	A 船首部に擦過傷 B 左舷中央部に亀裂及び擦過傷
事故の経過	A船は、船長A及び甲板員Aが乗り組み、加貫漁港南南東方沖での

	<p>漁を終え、係留地へ帰ることとし、自動操舵で北北西進中、船長Aが、操舵室の後方で甲板員Aと共に漁獲物の選別作業を行った。</p> <p>船長Aは、本事故発生場所付近は、ふだん、船舶が余りいない場所であり、平成25年12月3日10時16分ごろ、左舷船首方向を見たところ、船舶を認めなかったので、船首方向には他船はいないと思い、左舷方向の僚船を見ながら、作業を続けていた。</p> <p>船長Aは、作業を続けながら、約5.5ノットの速力で航行を続けていたところ、10時21分ごろ、加貫漁港東南東方沖において、A船の船首とB船の左舷中央部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、加貫漁港東南東方沖で機関を停止して船首をほぼ北西方に向けて錨泊中、船長Bが、右舷方向を見て釣りを行っていた。</p> <p>船長Bは、左舷方向約500mに接近するA船を初認し、A船がB船に気付いているはずなので、そのうちにA船がB船を避航するものと思いながら、釣りを続けていたところ、A船が更にB船に接近したので、危険を感じて大声を出し、右舷側から海に飛び込んだ後、B船とA船とが衝突した。</p> <p>船長Bは、海に飛び込んだ後、すぐに着用していた救命胴衣の紐を引っ張って膨らませ、B船まで泳ぎ着き、船尾からB船にはい上がった。</p> <p>船長Bは、船長Aに海上保安庁へ通報するように依頼し、船長Aは、所属する漁業協同組合に本事故の通報を行うとともに、海上保安庁への通報を依頼した。</p> <p>A船及びB船は、自力航行が可能であり、それぞれの係留地に向かった。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、操舵室の後方にいたため、船首方向を見通すことができなかったが、操舵室の後方での作業場所を移動して船首方向の確認を行っていなかった。</p> <p>船長Bは、約6kgの錨を使用し、化学繊維製の直径約12mm、全長約75mのロープを23～25m延ばしていた。</p> <p>船長Bは、釣りをしていた場所から操縦席に戻り、機関を始動するまでに20～30秒間を要した。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、加貫漁港東南東方沖を北北西進中、船長Aが、船首方向には他船はいないと思い、左舷方向の僚船を見ながら、操舵室の後方で</p>

	<p>漁獲物の選別作業を行っていたことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、加貫漁港東南東方沖で錨泊して釣り中、船長Bが、左舷方向約500mに接近するA船を初認し、A船がB船を避航するものと思っていたところ、接近するので発声したものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、加貫漁港東南東方沖において、A船が北北西進中、B船が錨泊して釣り中、船長Aが、船首方向には他船はいないと思い、左舷方向の僚船を見ながら、操舵室の後方で漁獲物の選別作業を行っていたため、B船に気付かず、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、常時適切な見張りを行うこと。